

済美平成中等教育学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

学校教育において、今日、いじめ問題が大きな課題になっている。近年の情報機器の発展により、インターネットを介した新たないじめ問題も生じ、いじめ問題はますます複雑化・潜在化してきている。

いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき悩んでいる生徒もいる。

こうした中、あらためてすべての教職員が、いじめ行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、組織的に対応することが求められている。

本校では、いじめの早期発見のてだてや、いじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な考え方をとりまとめた。

いじめ問題を学校全体で正しく理解し、解決を図って、すべての生徒が生き生きと充実した学校生活を送れるよう、「いじめ防止基本方針」を作成した。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」を「児童生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

(2) いじめの基本構造

いじめは、「いじめられる生徒（被害者）」、「いじめる生徒（加害者）」だけでなく、学級や部・同好会活動等の所属集団の構造上の問題、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。特に、周囲の生徒の捉え方で、抑止効果や促進効果が生まれる。

(3) いじめの態様

- ア 冷やかす・からかい・あざけり、悪口・陰口・脅し文句
- イ 仲間はずれ、集団による無視
- ウ ぶつかる、たたく、ける、暴力
- エ 金品をたかる
- オ 金品を隠す・盗む・落書きする・壊す・捨てる
- カ 性的辱め、危険行為の強要
- キ 部活動・授業中の妨害行為の強要やいじめ
- ク パソコンや携帯電話等での誹謗中傷・噂の流布

3 いじめ対応

(1) いじめの発見

ア 早期発見

- ・教員の観察による気づき
- ・養護教諭からの情報
- ・相談、訴え(生徒、保護者、地域住民他)
- ・アンケート調査

イ いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

(ア) いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教職員が、多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大事である。

◎登校時・朝の会

- ・遅刻や欠席が増える。その理由を明確に言わない。
- ・教員と視線を合わさず、うつむいている。
- ・体調不良を訴える。
- ・提出物を忘れて、期限に遅れて出す。
- ・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。

◎授業中

- ・保健室やトイレに行くようになる。
- ・教材等の忘れ物が目立つ。
- ・机の周りが散乱している。
- ・班編成のとき、孤立しがちになる。
- ・決められた座席と異なる席についている。
- ・教科書やノートが汚れたり破れたりする。
- ・教員からほめられたり発言したりすると、友達から冷やかされる。
- ・突然クラスのうけをねらう言動をとる。

◎休み時間、掃除時間

- ・弁当にいたずらされる。
- ・昼食を自教室以外で一人で食べる。
- ・用のない場所にいることが多い。
- ・おどおど、にやにや、わざとらしくはしゃいでいる。
- ・ふざけあっているように見えるが、表情がさえない。
- ・衣服が汚れていることが多い。

◎放課後

- ・あわてて下校する。または用もないのに学校に残っている。
- ・上履き、体操服などがなくなったり、いたずらされたりする。
- ・他に部員がいるにもかかわらず、一人で部活動の準備や片づけをしている。

(イ) いじめている生徒のサイン

積極的に生徒の中に入り、会話を増やし、状況を把握する。

- ・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。
- ・自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。
- ・特定生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
- ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。
- ・教員によって態度を変え、指導を素直に受け取れない。

ウ 教室・家庭でのサイン

(ア) 教室等でのサイン

教室がいじめの場所になることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

- ・いやなあだ名が聞こえる。
- ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
- ・何か起きると特定の生徒の名前が出る。
- ・筆記用具・教材等の貸し借りが多い。
- ・教室の机、椅子、壁やトイレ等にいたずらや落書きがある。

(イ) 家庭でのサイン

家庭でサインに気づくことも多い。普段から家庭とのパイプを太くし、連絡や相談がしやすい関係をつくっておく。

- ・学校や友達のことを話さなくなる。
- ・学習時間が減る。
- ・成績が下がる。
- ・友人やクラスの不平、不満を口にすることが多くなる。
- ・遊ぶ友達が急に変わる。
- ・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
- ・部屋に閉じこもったり、家から出たがらなかったりする。
- ・食欲不振や不眠を訴える。
- ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
- ・受信メールを必要以上に気にしたり、おびえたりする。
- ・不審な電話やメールがあったりする。
- ・理由のはっきりしない衣服の汚れや打撲、擦り傷がある。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- ・自転車がよくパンクする。
- ・家庭の品物や金銭がなくなったり、高額の金銭を欲しがる。

エ 情報の共有

(ア) 報告経路の明確化と報告の徹底

(イ) 職員会議等での情報共有

(ウ) 要配慮生徒の実態把握

(エ) 進級時の引き継ぎ

(2) いじめへの対応

ア いじめ発見直後の対応

(ア) 緊急対応

- ・いじめを直接発見したときは、その行為をすぐに止めさせる。
- ・いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- ・速やかにいじめ対策委員会のメンバーに報告する。

(イ) 事実確認

- ・誰が誰をいじめているか
- ・いつ、どこで起きたか
- ・どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか
- ・いじめのきっかけは何か

- ・いつから、どれくらい続いているか

イ 生徒への対応

(ア) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。

- ・安全、安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

(イ) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要があれば懲戒処分にする。

ウ 関係生徒集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力をつけるよう指導する。

- ・自分の問題として捉える。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに取り組む。

エ 保護者への対応

(ア) いじめられている生徒の保護者への対応

相談を受けた場合は、複数の教員で対応し、学校が全力を尽くして取り組む決意を伝え、協力して対応することで安心感を与えられるようにする。

- ・話を共感的に聴く。
- ・苦痛に対して、正面から受け止め、精一杯の理解をする。
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める。

(イ) いじめている生徒の保護者への対応

事実を確認したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめはだれでも起こす可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮して説明する。
- ・生徒の行動が変わるよう学校として取り組むこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・親子のコミュニケーションを深め、気づいたことがあれば連絡してもらう。

(ウ) 保護者同士の対立等への対応

学校が間に入り、関係を調整する場面が生じることもある。

- ・双方の和解を急がず、相互の不信感を丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が積極的に関与することが、解決の早道になることがある点を理解する。
- ・児童相談所などと連携して解決を目指す。

オ 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合がある。関係機関と情報交換するとともに解決に向けて一体的に取り組む。

(ア) 知事部局（私学文書課）との連携

- ・関係機関と円滑な連携ができるよう調整、協力を依頼する。

(イ) 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が生じるおそれがあることへの対応について助言を得る。
- ・犯罪等の違法行為が疑われる行為について助言を得る。

(ウ) 福祉関係との連携

- ・家庭での生徒の生活や養育について、児童相談所や青少年センター等から助言を得る。

(エ) 医療機関との連携

- ・精神保健について、指導・助言を得る。
- ・生徒の精神症状について、治療や対応法の助言を得る。

4 ネットいじめ対応

(1) ネットいじめとは

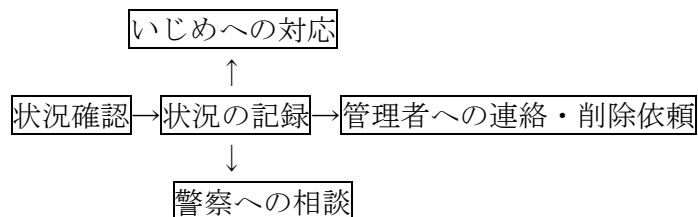
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を、不特定多数の者や掲示板に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめへの対応

ア ネットいじめの把握

- ・被害者から訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・閲覧者から情報提供しやすい仕組みをつくる。
- ・警察と協力するとともに、随時ネットパトロールをする。※情報管理委員会協力

イ 不当な書き込みへの対処



5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

ア 生命、身体、財産への侵害

- ・生徒が自殺を企図した。
- ・生徒が精神性の疾患を発症した。
- ・身体に重大な障害を負った。
- ・高額の金品を奪い取られた。

イ 長期欠席の深刻化

- ・年間30日程度以上の欠席があった。
- ・欠席が連続するようになり状況が深刻になった。

(2) 重大事態発生時の対応

ア 学校設置者への報告

- ・重大事態の調査に協力する。

イ 知事への報告

- ・関係機関と円滑な連携ができるよう協力を依頼する。

6 いじめの予防

(1) 予防的取組の重要性

- ・学校生活のあらゆる場面で他者と係わり、違いを認め合う仲間づくりが大事である。
- ・その中で、「認められた」「役に立った」という経験が、自尊感情を育て自己肯定感や規範意識を高める。

(2) 学業指導の充実

- ・帰属意識を互いに高める学習集団づくりを進める。
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくりに努める。

(3) 情報教育の充実

ア 保護者への啓発

- ・フィルタリングをする。
- ・生徒の使用状況を確認し、見守り続ける姿勢を持つ。

イ 情報モラル教育

- ・教科「技術・家庭」(前期課程)、「情報」(後期課程)におけるモラル教育を充実する。
- ・ネット社会の現状を学ぶ機会(講演)を提供する。

(4) 特別活動、道徳教育の充実

- ・学級(ホームルーム)活動における望ましい人間関係づくりの活動に取り組む。
- ・生徒会活動や学校行事、ボランティア活動を充実する。
- ・他人を思いやる心を育て、道徳的判断力を高める。

(5) 人権教育の充実

- ・生命尊重の精神を育み、人権意識の高揚を図る。
- ・講演会等を通して、他者の痛みに対する想像力や感受性を育てる。

(6) 教育相談の充実

- ・気軽に相談できる雰囲気をつくり、面談体制を整備する。

(7) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、平成校いじめ防止基本方針の周知に努める。
- ・いじめ根絶に向けた連携、協力ができるよう、一層の学校公開に取り組む。

組織図

